

## 主任技術者の専任に係る取扱いについて

(令和 7 年 2 月 1 日改正)

建設業法施行令第 27 条第 2 項において、請負金額 4,500 万円(建築一式工事は 9,000 万円)以上の建設工事に配置される主任技術者の専任要件について、「密接な関係のある 2 以上の工事を同一又は近接した場所で施工する場合は、同一の主任技術者がこれら工事を管理することができる。」と規定されており、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(25.2.5 付国土建第 348 号国土交通省通知)により、具体的な取扱いが示されていたところであり、当市においても請負金額 4,500 万円以上(建築 9,000 万円以上)の建設工事に配置される主任技術者に求めている現場毎の専任の要件について、当分の間、緩和する特例措置を実施し、以下のとおり運用することといたします。

### 1 主任技術者の専任に係る緩和措置について

主任技術者の兼任を認める工事は、以下に掲げる全ての要件を満たす場合について兼任を認めるものとする。

ただし、距離、件数要件を満たしている場合においても、工事発注者が適切な施工が確保できないなどの理由で兼任が認められないと判断した工事については、要件を満たしていても、この特例措置の対象外とします。

- (1) 四国中央市内における工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ工事現場相互の、最も近い地点間の直線距離が **10km 以内**において同一の建設業者が施工する工事であること。
- (2) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、**2 件まで**とする。
- (3) 四国中央市内において施工される、**国、県、民間等全ての発注者が発注する工事と市の工事との兼任を可**とする。

また、既に請負契約し工事に配置されている主任技術者と、今後、市が発注する工事の主任技術者との兼任についても、契約済の工事の発注者が兼任を可とする場合は認めるものとする。

(ただし、市以外の発注者が兼任を認めるかどうかは、各発注者に確認する必要がある。)

- (4) 入札公告、特記仕様書等に主任技術者の兼任を認めない旨の表記がないこと。
- (5) 低入価格調査の対象となる工事において、低入価格調査が実施された工事でないこと。

### 2 兼任手続きについて

今回の専任を要する工事に配置される主任技術者に係る特例措置を適用し主任技術者が工事を兼任する場合は、次の「兼任のための手続き」により認めることとするが、市工事と市以外(国、県、NEXCO 等)が発注する工事間の主任技術者の兼任も想定されることから、このような場合には、発注者間においても十分連絡・調整し、双方共に適切な施工を確保できるよう配慮が必要である。

#### <一般競争入札における兼任のための手続き>

- ① 今回入札が行われる工事の参加を建設業者が検討する段階で、当該工事に配置する予定の主

任技術者が、既に先行して施工中の工事に配置されている場合は、先行工事の発注者（監督員）に兼任の内諾又は承認を得る。

- ② 今回入札工事の応札に際し、主任技術者が先行工事と兼任する旨記入した文書等を契約担当課へ提出し、兼任を申し出る。
- ③ 開札後、落札候補者が決定した段階で、工事発注者間で連絡し兼任を認める旨確認する。
- ④ 建設業者が先行工事との兼任を記入した文書等を提出し、今回工事の請負契約を行う。
- ⑤ 先行工事発注者にも、兼任することとなった旨文書等を提出する。

※ ③において、落札候補者の業者が、兼任を認められない工事を兼任予定としている場合は、業者に別の技術者の配置を求める。

#### ＜指名競争入札における兼任のための手続き＞

- ① 今回入札が行われる工事に建設業者が指名された段階で、当該工事に配置する予定の主任技術者が、既に先行して施工中の工事に配置されている場合は、先行工事の発注者（監督員）に兼任の内諾又は承認を得る。
- ② 開札・落札業者決定後、業者が先行工事との兼任を記入した文書等を契約担当課へ提出、兼任を申し出る。
- ③ 工事発注者間で連絡し兼任を認める旨確認した上で、今回工事の請負契約を行う。
- ④ 先行工事発注者にも、兼任することとなった旨文書等を提出する。

※ ②において、兼任が認められない場合、業者に別の技術者の配置を求める。

※ ③の確認時に先行工事の発注者に了解が得られない等、申し出した技術者の配置ができない場合は、業者に別の技術者の配置を求める。

### 3 適用時期等

- ・ 本取扱通知以降に公告又は指名通知する工事を全て対象とし、当分の間、適用することとする。
- ・ 終期については、改めて通知する。

### 4 本取扱通知以前に配置されている主任技術者の兼任について

取扱通知以前に請負契約した工事に配置されている主任技術者と、通知以降に公告する工事の主任技術者との兼任についても、本取扱通知の要件を満たし、発注者が兼任を可とする場合は認めるものとします。

### 5 その他 留意事項

- ・ 今回の特別措置は、主任技術者配置工事に適用されるもので、監理技術者配置工事は対象外であることに留意すること。
- ・ 建設工事共同企業体（JV）による共同施工方式において、監理技術者配置工事である場合は、すべての構成員において本取扱いの対象外となる。
- ・ 本取扱いは、四国中央市における取扱いを定めたものであり、他の工事発注者との連携・調整を十分に行い適切な施工を確保するとともに、他の工事発注者のルールにも配慮し、双方の円滑な事業執行に努めること。